

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第2回津市農業振興対策協議会
2 開催日時	令和6年10月22日(火) 午前9時30分から午前11時まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市農業振興対策協議会委員) 小野寺一成、岸岡隆司、守山孝之、乗竹克哉、横谷明美、 中尾好孝、清水英治、小粥文夫、清水喜代己、岡山裕、 田口慶則、飛岡隆、大田雅久、結城晋三、森本亨、 喜多義幸 (事務局) 農林水産政策課長 葛井克昌 農林水産政策課担当主幹 中西智徳 農林水産政策課担当副主幹 本多 裕樹
5 内 容	議 事 (1) 津市農業振興地域整備計画の見直しに伴う農用地区 域からの除外等について (2) その他 参考資料 ・津市農業振興地域整備計画書基礎資料(途中経過) ・津市農業振興地域整備計画農家アンケート結果(地 域別)
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	農林水産部農林水産政策課農業振興担当 電話番号 059-229-3172 E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次ページとおり

＜事務局＞ 葛井課長	おはようございます。 津市農林水産政策課課長の葛井でございます。 ただ今から令和6年度第2回津市農業振興対策協議会を開催いたします。 委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 本日の議案ですが、事項書にありますとおり、津市農業振興地域整備計画の見直しに伴う農用地区域からの除外等につきましてでございますので、よろしくお願いいたします。 本日は、中島務様におかれましては、所用のため欠席との報告をいただいております。 それでは、議案の審議に入ります前に、事務局より事務連絡をさせていただきます。
＜事務局＞ 中 西	配布資料の確認をさせていただきます。 まず、事項書1枚と「資料1」令和6年度特別管理に対する基本方針、事前に郵送しました農用地区域除外・編入一覧表(R6版)、変更箇所位置図(A3版1枚)、変更箇所詳細図、津市農業振興地域整備計画書基礎資料、

	最後に津市農業振興地域整備計画農家アンケート結果となっております。 前回の協議会の時に、地域別に自由な回答をいただくこととしていましたので、今回地域別に分けたアンケート結果としました。 資料は以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。 (過不足等なし) 本日の協議会は、総委員数１７名中、出席委員１６名で、「津市農業振興対策協議会条例」第６条第２項の基準であります半数以上の出席を得ておりますので、本協議会が成立したことをご報告申し上げます。 小粥委員ですが、１５分ほど遅れるとの連絡がありましたので、先に始めさせていただきます。
<事務局> 葛井課長	それでは、津市農業振興協議会条例第６条第１項において会長が議長と定められておりますので、以降の議事進行を会長にお願いしたいと思います。 小野寺会長お願いします。
小野寺会長	皆さん おはようございます。よろしくお願いします。 今年度２回目の委員会となります。本日は１１時半くらいまでを予定しております。皆さんのご協力なしには進めることができませんので、よろしくお願いします。 早速ではございますが、議事に移らせていただきたいと思います。 議案（１）津市農業振興地域整備計画の見直しに伴う農用地区域からの除外等について、事務局より説明をお願いします。
<事務局> 中 西	今回の特別管理による農用地区域からの除外につきましては、「資料１」令和６年度特別管理に対する基本方針をご覧ください。 お手元の資料の今回編入はございませんので、（１）除外に関する基本方針ということで、①から⑤までに該当するものを除外させていただきます。 ①につきましては、圃場整備実施済みの農地については、優良農地として保全するため、農用地区域としますが、社会的、経済的経過において、スプロール化（開発による虫食い状態）により取り残された農地は、農用地区域からの除外を検討します。 ②につきましては、農用地区域内の農地において、山林原野中にある分散された農地または山麓傾斜地にある農地で、概ね１０年を見通して農業上の利用を目的とする確保が難しく、その位置や地形、耕作条件等、農業振興における検討の結果、農業上の利用においてその確保が適当でないものは、農用地区域から除外をします。 ③につきましては、農業上の利用に供する目的で農用地区域に含められている山林原野については、土地基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いものは、所有者等からの申し出があれば農用地区域から除外することとします。 ④につきましては、集落に介在している、又は孤立的に存在している農用地区域内の農地で、その利用確保が地域の農業振興において、適当でないものは、農用地区域から除外をします。 ⑤につきましては、市町村の具体的な計画において住宅地、工場、道路、鉄道その他各種施設の用地として適正な規模、範囲で予定する土地は、農用地区域から除外します。 今回は除外ですので、農振法第１０条第３項という法律がありまして、その内容は、圃場整備実施済みの農地、集団的に存在する農用地の規模が１０ｈａ以上の所については、基本的に除外しないこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に用意していただく資料ですが、A4ヨコの農用地区域除外・編入一覧(R6版)(1/62)をご覧ください。

除外編入一覧については、左から4列目の項目が案件ナンバーとなっており、申請のあった件別の要望番号でございます。

この番号と変更箇所詳細図内の番号が対応していますので、この番号にて説明を進めさせていただきます。

例えば、津市ですと津市1番から津市13番まで地域別で分けております。また、地図上に赤で囲んである場所が申請のあったところとなっています。地図の右上部に付図の番号が記入してありますが、この番号は、地図の一番前に付けてあります津市域図の番号とリンクしており、概略の地域がご確認いただけますので、併せてご覧ください。

また、右から2列目の項目は、先ほど言いました、農振法における根拠規定となります。今回は第13条第2項(いわゆる転用目的の除外要望で、農家住宅や事業所の資材置き場等を理由とした除外)は無く、第10条第3項(農用地区域とすることが適当な土地の規定で、要件を満たさないことを理由とした除外要望)のみとなっています。

そして、一番右の項目は要望を受けて、市としての方針(案)を示しています。要望どおり除外する場合は「○」、要望には添えないと考える場合は「×」と記入しています。

右から3列目の除外・編入等に係る考え方は、除外する、除外しないの理由を記入してあります。会議と同時に三重県の方にも事前の協議ということで、県にも見ていただいております。次回の会議で、三重県からの回答がありますと、除外の有無についてご説明させていただき、確定とさせていただきます予定ですので、よろしくお願いします。

1件ずつ説明していますと、時間がかかってしまいますので、除外しないところ、表の右端の欄に×がついているところの説明をさせていただきます。

案件番号津4、納所町鳥壁453番地、ほか1筆です。地図の津4をご覧ください。

除外しない理由につきましては、当該農地は、圃場整備済の優良農地であるとともに、10ha以上の集团的農地を構成しており、農振法に基づき農業振興上、農用地とすることが適当な農地であることから、除外の要件を満たしているとは言い難く除外しない。場所については、地図でご確認いただけますが、中勢バイパスの海側、JA津安芸さんの北西側あたりとなります。

続きまして、案件番号津5、地図の津5をご覧ください。

津市安東町松ノ木25ほか78筆、場所については、JA津安芸さんの北側に水谷皮膚科という病院が最近出来ており、その東側となります。

当該農地も、圃場整備済の優良農地であるとともに、10ha以上の集团的農地を構成しており、農振法に基づき農業振興上、農用地とすることが適当な農地であることから、除外の要件を満たしているとは言い難く除外しない。

次に案件番号美里4、美里町三郷東前出2041番地ほか1筆、地図の美里4をご覧ください。

除外要望申請者から、要望取り下げの申し出があったため除外しないとなっていますが、再申請が出ましたので、除外することとします。圃場整備が入っていますが、形が歪の農地ですので、除外することとします。

×となっていますが、○に訂正をお願いします。

守山委員

今、説明をしていただいておりますが、一番右側の除外・編入要望に対す

＜事務局＞
中 西

る方針(案)ということで、安東町のことなんですが、空欄のページがあるが、これはどういうことか。

津の５番は、７８筆と筆数が非常に多く、×が継続しているということで、ご理解願います。

次に案件番号白山１、白山町川口立花７４８０－１番地、７４８１－１番地、場所はＪＲ名松線伊勢川口駅の東側となります。地図の白山１をご覧ください。

当該農用地は、圃場整備済の優良農地であるとともに広大な集団的農地を構成しており、農振法に基づき農業振興上農用地とすることが適当な農地であることから除外しない。

次に案件番号白山６、白山町八対野辻堂前３５１７番地ほか３筆、地図の白山６をご覧ください。

当該農用地は、圃場整備済の優良農地であるとともに集団的農地を構成しており、農振法に基づき農業振興上農用地とすることが適当な農地であることから除外しない。

続きまして、案件番号白山７、白山町山田野下広２６４２番地ほか２筆地図の白山７をご覧ください。一番右の列に×で一部○となっています。

下広２６４２番地は土地改良事業（圃場整備）が実施されており、農振法に基づき農業振興上農用地とすることが適当な農地であることから除外しませんが、２６４３番地、２６４４番地は、横に宅地があり、宅地から少し下がった土地となり、その横に土地に入る進入路があるのですが、軽トラック１台分しか入らない土地、担い手さんをお願いしていますが、機械が大きいので入らない。機械を入れようとすると、他所の農地を跨がないといけない。このような理由から、２６４３番地、２６４４番の農用地は、除外することとします。

次に案件番号美杉２７、美杉町下之川向田６１４２－１番地ほか９筆、地図の美杉２７をご覧ください。一番右の列に○で一部×となっています。

地図を見ていただいて、６１４２－１番地、６１４２－２番地は、圃場整備は入っているのですが、形が歪になっており、面的な整備がされていませんので、除外したいと考えています。

また、６１４６番地、こちらにも形が昔のまま残っておりますので、除外したいと考えています。

その他の６１５０番地、６１５１番地、６１５２－１番地、６１５２－２番地、６１５４番地、６１３１－１番地、６１３１－２番地の農用地は、土地改良事業（圃場整備）が実施されており、農振法に基づき農業振興上農用地とすることが適当な農地であることから除外しない。

次に案件番号美杉３４、美杉町下之川向田６１４５番地、６１４８番地の２筆、場所は下之川不動之口公民館の北側、地図の美杉３４をご覧ください。

６１４５番地の農用地は、圃場整備がされており、優良な農地となりますので、除外しない。６１４８番地の農用地は、面的整備がされていない農地であり、農業上の利用の確保が適当ではないため除外する。

今ご確認いただきました農用地区域除外・編入一覧(R6版)(1/62)の最終ページをご覧ください。

現在の農用地区域の状況をまとめたものです。農用地区域の面積は、合計

	で56.9haとなっています。今回の農業振興地域整備計画の見直しに伴って地域より提出された要望をとりまとめた表です。地域ごとに区分していますが、合計すると、市全域で780筆、130件の要望が提出され、除外要望が56.2haとなっています。 除外しないところは、津地域で163,200㎡、美里地域で914㎡、白山地区で3,743㎡、美杉地区で10,411㎡、合計178,268㎡、約17.83haとなっています。56.2haのうち、17.83haは除外しないということとなりました。 事項1に関する事務局からの説明は以上です。(除外しないところの説明)
小野寺会長	今事務局から説明いただいたA4の表と地図を見ながらなので、少し手間取ったところもありましたが、一部除外については、説明を聞かないとわからない。一部の所は、筆ごとに○×があればよかったと思う。 今回は130件案件の要望が出て、780筆、56.2haの除外申請がありました。事務局では、現地に行かれて見て判断された。県とは若干調整中とのこと。農用地でかなり整備されているところ、17.83haは除外しないということ、それ以外は、除外対象となりました。 説明で不明な点、意見等がありましたらよろしくお願いします。 県とは調整中とのことでしたが、感触としては、概ね行けそうかということとはわかりませんか。
<事務局> 中 西	10条第3項を基にしていますので、基本的には、圃場整備実施済みの農地、集团的に存在する農用地の規模が10ha以上の所については、除外しないこととなっていますので、まずは、これで線引きしました。
小野寺会長	その方針で検討したということは、あまり変わらないということでしょうか。
森本委員	私は県の者ですが、見させていただいていますが、今日結果を言えばよかったのですが、まだ、全部確認できていない。概ねは大きな違いはないと思いますが、所々は、協議したいところがあります。少し調整があると思います。
守山委員	5年前、10年前から出席させていただいていますが、安東町の案件は、毎回変わらない。
小野寺会長	想像ですけど、インターチェンジの近くなので、農用地を整備して、これだけ面積が大きいと希望だけでは除外は難しい。 その他に何かございますか。
守山委員	前回、前々回除外してほしいところが、除外できなかったが今回はどうか。
<事務局> 中 西	美杉の27、34は除外できません。白山も3か所除外できません。
大田委員	白山の申請が出ていたところを見てきましたが、この案でほぼ良いと思います。農地でないところ、きれいに管理されているところなどがありました。白山としてはこの案で良いと思います。

守山委員	コンビニを建てるといえば、簡単に除外されると聞いた。
＜事務局＞ 本 多	今回特別管理ということで、土地利用を目的とした除外はありません。通常、年２回土地利用を目的とした除外する制度がございます。その中で言いますと、コンビニエンスストアを目的として除外申請を出された場合、多くは市としては認めない方向です。なぜかと言いますと、利用目的があるケースですと、何故その土地でその利用が必要なのかを説明いただくこととなっていますが、コンビニさんの場合は、その土地でないと出店できないという説明が難しいので、市としては認めにくいということです。
守山委員	私は、コンビニは優良農地であっても簡単に除外できると聞いていた。
＜事務局＞ 本 多	過去には、そのような運用もしていた時代もあったと聞いていますが、現状の農振法の運用上では、ご説明したとおりです。
小野寺会長	確かに農振法の定義は理解しますが、これだけ周辺で店舗がなくなっている状況の中で、集落の中にコンビニがあると高齢の方が買い物に行けたり、カフェみたいところで雑談したり、集まったりしている。 コンビニは、必要な施設ではないのかと感じる。農地だけではありませんが。
＜事務局＞ 中 西	まずは農地を守る。農用地を転用する前に、白地のところに設置していただく、それでダメな場合は、その場所でしか出店できない理由があれば検討することになる。
森本委員	久居の２ですが、申請があつて赤で囲んだところを除外するということですか。
＜事務局＞ 中 西	久居の２ですが、まとめている方がみえるのですが、空いているところは、賛同してもらえない(反対されている)方の場所。市としては、全体を除外したいと考えています。専業農家で補助金をいただいている方ではないので、できれば全体を除外するよう県と相談させていただきたいと考えています。
小野寺会長	概ねは理解いただいたということでよろしいでしょうか。 県との調整で、若干調整があるようですので、ご理解ください。 貴重な意見ありがとうございました。
＜事務局＞ 中 西	次にその他の項目に移らせていただきます。 事務局より説明をお願いします。
＜事務局＞ 中 西	別冊の「津市農業振興地域整備計画書基礎資料(途中経過)」をご覧ください。 資料の２ページを見ていただきますと、人口及び産業経済の動向及び見通しの数値を現在修正している段階です。 前回と何が違うかと言いますと、資料の１７ページにあります農業生産基盤の整備開発事業、５年前より新たに増えた事業を掲載しています。 整備計画書の後ろに地図を掲載していますが、地図は作成中です。 資料の１３ページをお願いします。前回の整備計画の時は、米・野菜等を何ヘクタール作っていますという表になっていましたが、農業共済に計画書を出さなくてよくなった関係から、全体の面積をつかむことができない

	いので、主要な米、麦、豆類の面積のみを掲載しています。 集出荷販売計画につきましても、同様です。 今のところ、大きな変更点は以上2点です。 現在、取り纏め中です。 次に津市農業振興地域整備計画農家アンケート結果(地域別)をご覧ください。 7ページですが、補助等の支援に対する要望を掲載しています。 9ページは、担い手不足等に起因する農業離れに対する懸念について、意見をいただいています。 13ページは、耕作放棄地に関する懸念・要望をいただいています。 15ページは、鳥獣害対策に関する懸念・要望をいただいています。
小野寺会長	ありがとうございます。 地域別に纏めてもらいましたが、地域ごとの特徴はありますか。 美杉と津では要望は違うという理解になるのですか。
<事務局> 中 西	最後の獣害につきましては、山間地の方が困っているようです。
小野寺会長	一志、白山、美杉が意見としては多いですか。
各 委 員	獣害は全般的な問題となってきました。
中尾委員	このアンケートの要望について、どう対処していくのか。 すぐできるもの(1～2年程度)、4～5年程度かかるもの、10年近くかかるものということを分析してはどうですか。
<事務局> 中 西	市としましては、毎年、令和版営農会議をやっていますし、意見を聞いて支援とか対処は行っています。
中尾委員	津地域だけ目を通したのですが、悩んでいる要望もあるし、1ページの所に書いてある「現在農家は30軒あるが5軒となり、今後は3件程度になると思われる。何か良い方法はないか」明らかに1年か2年くらいでそのようになってくる。どこの地区かわかりませんが、津地域と書いてある、そういう現状がいろいろなところで出てくることについては、今言われた令和版営農会議で対策をするのか、市独自での対策をするための事業を考えていかないと思う。いろいろな方法があると思うが、農地ですと、休耕地になって耕作放棄地になるというように段々酷くなっていく。 この辺りを重点的に人的・物的な対策をしていくことが必要。市独自で考えていただければと思います。要望だけの記載だけではだめだと思う。大切な意見がたくさん出ているのに、これをどう対処していったらいいかを今後対策を講じていただきたい。地域色があるので、分析し、対策をお願いしたい。地元で出来る対策はしていかなくてはいけないと思う。 7ページに当地区は、10年以内に全て農業法人等に後継されると思います。残念です。当地区に耕作放棄地(田)があります。(農業法人等に継承すればいいのにしていない)ある個人に集中しており、9反ほどあり、隣地の家・田が繁茂する樹木等で困っている。(市街地区域内もあり)その個人は、たいへん難しい人間で村では対応が困難ですどうすればいいのでしょうか。人間関係の問題、難しい問題。実態がある。

<事務局> 中 西	農業委員さんが農地パトロールをしていただいている。地元と連携を取っていただいて対応していただければと思います。 アンケートは無記名ですので、連絡することはできません。
委 員	大きな木は切ることが難しい。
中尾委員	隣地の方の所有権があるので、木は勝手に切れない。了解を得て、地権者の方に切っていただかないとダメです。 地元の自治会との連携で対応するしかない。
小野寺会長	このアンケート結果と令和版営農会議との関係はどうなっていますか。 令和版営農会議で話すと、何か対応があったりしますか。
<事務局> 中 西	今年度から令和版営農会議で出た意見とか課題を反映させて、7つの補助事業をスタートさせた。今後の取り組み、支援等に意見等を反映させていく。
葛井課長	令和版営農会議は、令和元年度から市内12地区に分けて、昨年度145回の会議を持ってきた。様々な意見をいただいています、できることと、出来ないことがあります。市の方で145回の会議でご意見を聞きながら、昨年1年間をかけて、農林水産政策課で総合支所の意見も聞きながら、本年4月から7つの支援策を展開させていただきました。 まずは、令和版営農会議でいただいた意見、耕作放棄地の防止、持続可能な営農の体制図、獣害・虫害から農地を守る。この3つを更に細分化しまして、7つの施策を作り、4月1日の公報、市長の定例記者会見、総合支所でのご案内をさせていただきました。今回いただいたアンケートでの意見はこれ以外の生の声ですので、今後、このような施策を進めていく中で、この意見も踏まえながら考えていきます。まずは、7つの施策を進めながら状況の変化を見ていきたいと思っています。
小野寺会長	以上で予定していましたものはすべて終了しました。 その他連絡事項はありますでしょうか。
<事務局> 中 西	次の開催ですが、資料が完成する手前、確定した段階で開催したいと考えています。早ければ、11月下旬ころに開催したいと思います。 また、早めに通知を出させていただきますので、よろしくお願いいたします。
小野寺会長	ありがとうございます。 整備計画は着々と進めていただきますが、毎年、この結果を公示するのでしたね。
<事務局> 中 西	県との協議を終えて、最終決定の報告をさせていただきます。 11月下旬を予定していますが、進み具合によっては、12月にずれ込むこともあり得ますので、よろしくお願いします。
小野寺会長	今回も会議運営にご協力をいただきまして、ありがとうございました。 これもちまして、会議を閉会させていただきます。 ありがとうございました。